

# あきる台グループホーム 滝山運営規程

## (認知症対応型共同生活介護)

### (事業の目的)

第1条 医療法人財団 暁が開設するあきる台グループホーム 滝山（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

### (運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護の従事者は、要介護者であって認知症の状態にある方について共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供します。詳細はあきる台グループホームサービス提供の基本方針の通り。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
  - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりです。

名称 あきる台グループホーム 滝山  
所在地 東京都あきる野市秋川5丁目1番地8

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- 1 管理者 1名（介護従事者を兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 2 計画作成担当者 1名以上（介護従事者を兼務）  
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成します。
- 3 介護従事者 18名以上（管理者、計画作成担当者含む）  
従事者は、介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護を提供します。

### (指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 1ユニット 9名 2ユニット 9名

(介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え
- ② 日常生活上の支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

当該事業所のサービスの内容の詳細はあきる台グループホーム サービス提供基本方針の通りです。

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービス提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行なう者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行なうものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方とします。

- ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ②自傷他害のおそれがないこと。
- ③グループホームにおいて常時治療をする必要がないこと。
- 2 入居後ご利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合があります。
- 3 退居に際しては、ご利用者及びご家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の介護報酬の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準じた額とします。

- 2 家賃 85,500円/月

(生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者については別途経費を定める) 別表①

3 食材料費 1 , 3 0 0 円/日

4 水道光熱費 2 0 , 0 0 0 円/月

(生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者については別途定める) 別表①

- 5 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。
- 6 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめご利用者又はそのご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行いご利用者又はそのご家族の同意を得ます。
- 7 その他、日常生活においてかかる個人的に費用の徴収が必要となった場合は、その都度ご利用者又はそのご家族に説明し同意を得、徴収させていただきます。
- 8 月の中途における入居または退居については日割り計算とします。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 10 条 ご利用者は、共同生活住居を利用する場合、日常生活上のルールをまもり生活していただきます。事業者はご利用者及びご家族に対し説明を行います。

(衛生管理等)

- 第 11 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときの利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
  - 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 指定認知症対応型共同生活介護は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行います。

- (1) 防火責任者には事業所管理者を充て、火元責任者には従業者を充てます。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼します。点検の際は防火責任者が立ち会います。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとします。
- (6) 非常災害に備え、年 2 回防災・避難訓練を実施します。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族への同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 17 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正のための研修を定期的実施する。

(地域との連携等)

第 18 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所属する近隣の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所は、全ての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備します。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年10回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

3 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容と

します。

- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団 暁と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

#### 附 則

- この規程は、平成27年11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年10月 1日から施行する。